

奈良県内高齢者施設等の長様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の
体制整備の強化・徹底について

本県の高齢者福祉の推進について、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この1月1日に発生した能登半島地震を含め、頻発化する災害発生により多くの方が被災し、特に高齢者の方の避難を困難としている状況です。

介護保険施設等においては、自立避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

そのため、介護保険施設等においては、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第39号）第26条等の介護保険法等の関係法令において、非常災害対策計画（以下、「計画」という。）の作成及び避難訓練の実施について義務づけられています。

また、令和5年6月21日付け事務連絡にて各施設における計画の作成状況等の調査を実施させていただいたところですが、当該調査の結果、未だ作成されていない施設がございました。

本計画は、実際に災害が起きた際に迅速に対処し、人命を確保するとともに、被害を軽減するために重要なものです。また、計画の内容を職員間で共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について共有すること、さらに、避難訓練を実施し、計画の内容を検証し、見直しを行うだけでなく、訓練の際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるように実施する必要があります。

つきましては、未作成の事業所等におかれましては、同日付で通知しました業務継続計画（BCP）と一体的に作成することも可能ですので、速やかに施設等の実情に応じた実効性のある計画を作成していただきますようお願いいたします。

既に作成されている事業所等におかれましても、計画の適宜点検・見直しを実施し、定期的な避難訓練を実施していただきますようお願いいたします。

【参考】

非常災害対策計画等の作成について（介護保険課ホームページ）

<https://www.pref.nara.jp/43367.htm>

施設整備係 町田
TEL:0742-27-8534